

厚生労働省発障0522第1号
令和元年5月22日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

障害者自立支援給付費の国庫負担について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく国庫負担金の交付については、平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号本職通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成31年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村に対する周知につき配慮願いたい。

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別紙</p> <p>障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 「従前額」とは、「厚生労働省が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件」(平成30年厚生労働省告示第83号)による改正前の「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号。)の二に規定する各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成17年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を12で除した額をいう。なお、ここでいう厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、平成4年3月2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」に基づき確定した平成17年度の補助金の交付額(在宅福祉事業費補助金交付要綱の3の(1)に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業及び児童居宅介護等事業並びに3の(3)に規定する精神障害者ホームヘルプサービス事業に限る。以下同じ。)に2を乗じた額に平成17年度の利用者負担額(「障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示」(平成18年厚生労働省告示第248号)の規定による廃止前の「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第41号)、</u> <u>「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に</u></p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p><u>(10)</u> 「給付率」とは、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。)の二の二に規定する割合をいう。なお、ここでいう割合は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援(以下「居宅介護等」という。)に係る当該年度の7月サービス提供分(過誤請求分を除く。)の介護給付費等の額(以下「給付費」という。)を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合とする。</p> <p>4～11 (略)</p>	<p><u>関する基準」(平成15年厚生労働省告示第43号)及び「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第45号)並びに平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添1「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」に基づき徴収した額(身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業及び精神障害者ホームヘルプサービス事業(以下「居宅介護等事業」という。)に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)を加えた額に1から移動支援割合(平成17年10月サービス提供分の移動支援分利用実績額(居宅介護等事業に係る利用実績額(移動介護に係るものに限る。))の合計額から、身体障害者居宅介護等事業の「移動介護中心(身体介護を伴う)」分の利用実績額を除いた額)を平成17年10月サービス提供分の利用実績額(居宅介護等事業に係る利用実績額の合計額をいう。)で除して得た数をいう。)を減じた値を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(11)</u> 「給付率」とは、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。)の二の二に規定する割合をいう。なお、ここでいう割合は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援(以下「居宅介護等」という。)に係る当該年度の7月サービス提供分(過誤請求分を除く。)の介護給付費等の額(以下「給付費」という。)を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合とする。</p> <p>4～11 (略)</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>12 障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。</p> <p>なお、高額障害福祉サービス等給付費において、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>13～15 (略)</p>	<p>12 障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>13～15 (略)</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																																																				
<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度厚生労働省所管</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">国</th> <th colspan="4">地方公共団体</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">歳入</th> <th colspan="4">歳出</th> </tr> <tr> <th>歳出予算科目 目次</th> <th>交 定 額</th> <th>補 助 率 料</th> <th>自 現 額</th> <th>収 入 額</th> <th>自 現 額</th> <th>う く 国 庫 補 助 等 額 相 当</th> <th>ち 女 支 出 額 相 当</th> <th>う く 国 庫 補 助 等 額 相 当</th> <th>ち 女 支 出 額 相 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(元号) 年度障害者自立支援給付費負担金調書</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">(記入要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「国」の「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。 3 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 4 「備考」は、参考となるべく事項を適宜記載すること。 	国	国		地方公共団体				備考	歳入		歳出				歳出予算科目 目次	交 定 額	補 助 率 料	自 現 額	収 入 額	自 現 額	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当		円		円	円	円	円	円	円		<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">平成 年度厚生労働省所管</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">国</th> <th colspan="4">地方公共団体</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">歳入</th> <th colspan="4">歳出</th> </tr> <tr> <th>歳出予算科目 目次</th> <th>交 定 額</th> <th>補 助 率 料</th> <th>自 現 額</th> <th>収 入 額</th> <th>自 現 額</th> <th>う く 国 庫 補 助 等 額 相 当</th> <th>ち 女 支 出 額 相 当</th> <th>う く 国 庫 補 助 等 額 相 当</th> <th>ち 女 支 出 額 相 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成 年度障害者自立支援給付費負担金調書</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">(記入要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「国」の「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。 3 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 4 「備考」は、参考となるべく事項を適宜記載すること。 	国	国		地方公共団体				備考	歳入		歳出				歳出予算科目 目次	交 定 額	補 助 率 料	自 現 額	収 入 額	自 現 額	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当		円		円	円	円	円	円	円	
国		国		地方公共団体					備考																																																												
	歳入		歳出																																																																		
歳出予算科目 目次	交 定 額	補 助 率 料	自 現 額	収 入 額	自 現 額	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当																																																												
	円		円	円	円	円	円	円																																																													
国	国		地方公共団体				備考																																																														
	歳入		歳出																																																																		
歳出予算科目 目次	交 定 額	補 助 率 料	自 現 額	収 入 額	自 現 額	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当	う く 国 庫 補 助 等 額 相 当	ち 女 支 出 額 相 当																																																												
	円		円	円	円	円	円	円																																																													

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後										現行									
様式2の別紙A										様式2の別紙A									
別紙A										別紙A									
障害者自立支援給付費国庫負担金市町村申請額内訳 (元別) 年度)										障害者自立支援給付費国庫負担金市町村申請額内訳 (正成) 年度)									
○ ○ 県										○ ○ 県									
区分	種 目	外給費等の 支出予定額 A 円	若し金その他 の収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額) E 円	国庫負担所要額 (E×補正率) F 円	既交付決定額 G 円	差引追加交付(一 部取銷)申請額 (F-G) 円	区分	種 目	外給費等の 支出予定額 A 円	若し金その他 の収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額) E 円	国庫負担所要額 (E×補正率) F 円	既交付決定額 G 円	差引追加交付(一 部取銷)申請額 (F-G) 円
障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等									障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等								
	相談支援給付費等										相談支援給付費等								
	補 具 費										補 具 費								
	高額障害福祉サービス等給付費 やむを得ない事由による措置										高額障害福祉サービス等給付費 やむを得ない事由による措置								
	合 計										合 計								

(記入要領)
この表は、別紙様式3の交付申請書を取りまとめ、市町村分を作成すること。

(記入要領)
この表は、別紙様式3の交付申請書を取りまとめ、市町村分を作成すること。

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																
<p>様式3の別紙A</p> <p style="text-align: center;">別紙A</p> <p style="text-align: center;">障害者自立支援給付費国庫負担金所要額調書（「正款」年度）</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○市（町村）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 目</th> <th>対象障害者の支出予定額 A 円</th> <th>新資金その他の収入予定額 B 円</th> <th>差引額 (A-B) C 円</th> <th>基準額 D 円</th> <th>国庫負担本額 (D×Dが不足しない方の額) E 円</th> <th>国庫負担所要額 (E×補助率) F 円</th> <th>国交付決定額 G 円</th> <th>差引額交付（一部） 国庫交付（一部） H 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">障害者自立支援給付費に費使国庫負担金</td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉用具費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高額療養費福祉サービス等給付費 やわを得ない事由による補償</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○ ○ ○市（町村）</p> <p>別添1（1）（略）</p>	区分	種 目	対象障害者の支出予定額 A 円	新資金その他の収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担本額 (D×Dが不足しない方の額) E 円	国庫負担所要額 (E×補助率) F 円	国交付決定額 G 円	差引額交付（一部） 国庫交付（一部） H 円	障害者自立支援給付費に費使国庫負担金	障害福祉サービス費等									相談支援給付費等									福祉用具費									高額療養費福祉サービス等給付費 やわを得ない事由による補償									合 計									<p>様式3の別紙A</p> <p style="text-align: center;">別紙A</p> <p style="text-align: center;">障害者自立支援給付費国庫負担金所要額調書（「正款」年度）</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○市（町村）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 目</th> <th>対象障害者の支出予定額 A 円</th> <th>新資金その他の収入予定額 B 円</th> <th>差引額 (A-B) C 円</th> <th>基準額 D 円</th> <th>国庫負担本額 (C×Dが不足しない方の額) E 円</th> <th>国庫負担所要額 (E×補助率) F 円</th> <th>国交付決定額 G 円</th> <th>差引額交付（一部） 国庫交付（一部） H 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">障害者自立支援給付費に費使国庫負担金</td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉用具費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高額療養費福祉サービス等給付費 やわを得ない事由による補償</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○ ○ ○市（町村）</p> <p>別添1（1）（略）</p>	区分	種 目	対象障害者の支出予定額 A 円	新資金その他の収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担本額 (C×Dが不足しない方の額) E 円	国庫負担所要額 (E×補助率) F 円	国交付決定額 G 円	差引額交付（一部） 国庫交付（一部） H 円	障害者自立支援給付費に費使国庫負担金	障害福祉サービス費等									相談支援給付費等									福祉用具費									高額療養費福祉サービス等給付費 やわを得ない事由による補償									合 計								
区分	種 目	対象障害者の支出予定額 A 円	新資金その他の収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担本額 (D×Dが不足しない方の額) E 円	国庫負担所要額 (E×補助率) F 円	国交付決定額 G 円	差引額交付（一部） 国庫交付（一部） H 円																																																																																																								
障害者自立支援給付費に費使国庫負担金	障害福祉サービス費等																																																																																																																
	相談支援給付費等																																																																																																																
	福祉用具費																																																																																																																
	高額療養費福祉サービス等給付費 やわを得ない事由による補償																																																																																																																
合 計																																																																																																																	
区分	種 目	対象障害者の支出予定額 A 円	新資金その他の収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担本額 (C×Dが不足しない方の額) E 円	国庫負担所要額 (E×補助率) F 円	国交付決定額 G 円	差引額交付（一部） 国庫交付（一部） H 円																																																																																																								
障害者自立支援給付費に費使国庫負担金	障害福祉サービス費等																																																																																																																
	相談支援給付費等																																																																																																																
	福祉用具費																																																																																																																
	高額療養費福祉サービス等給付費 やわを得ない事由による補償																																																																																																																
合 計																																																																																																																	

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																				
<p>(別添) 参考資料</p> <p>(別添)参考資料</p> <p style="text-align: center;">令和元年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="259 408 736 844"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table> <p>別添 2、様式 3 の別紙 B (略)</p>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千	<p>(別添) 参考資料</p> <p>(別添)参考資料</p> <p style="text-align: center;">平成30年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="1326 429 1861 920"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table> <p>別添 2、様式 3 の別紙 B (略)</p>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 4</p> <p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p><u>(元号)</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市（町村）</p> <p><u>(元号)</u> 年 月 日第 号で申請のあった<u>(元号)</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）</p> <p>第 6 条 { 第 1 項の規定により、 第 3 項の規定により修正のうえ、 } <u>(元号)</u> 年 月 日</p> <p>厚生労働省発障 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同第 8 条の規定により通知する。</p> <p><u>(元号)</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p> <p>❖ 1 負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、<u>(元号)</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。</p> <p>❖ 2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。</p> <p>❖ 3 この負担金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。</p> <p>❖ 4 この負担金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>❖ 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 1 2 に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>❖ 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、<u>(元号)</u> 年 月 日とする。</p> <p>様式 4 の別紙（略）</p>	<p>別紙様式 4</p> <p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p><u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市（町村）</p> <p><u>平成</u> 年 月 日第 号で申請のあった<u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）</p> <p>第 6 条 { 第 1 項の規定により、 第 3 項の規定により修正のうえ、 } <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>厚生労働省発障 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同第 8 条の規定により通知する。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p> <p>❖ 1 負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、<u>平成</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。</p> <p>❖ 2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。</p> <p>❖ 3 この負担金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。</p> <p>❖ 4 この負担金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>❖ 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 1 2 に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>❖ 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は<u>平成</u> 年 月 日とする。</p> <p>様式 4 の別紙（略）</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 5</p> <p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度障害者自立支援給付費国庫負担金 変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発障 第 号で交付決定された(元号) 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については、 { (元号) 年 月 日第 号申請に基づき、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により } (元号) 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 (超過交付が生じた場合) なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p> <p>1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日厚生労働省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。</p> <p>2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。</p> <p>3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は(元号) 年 月 日とする。</p> <p>別紙様式 5 の別紙(略)</p>	<p>別紙様式 5</p> <p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">平成 年度障害者自立支援給付費国庫負担金 追加交付決定(交付決定一部取消)通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発障 第 号で交付決定された平成 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については、 { 平成 年 月 日第 号申請に基づき、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により } 平成 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 (超過交付が生じた場合) なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p> <p>1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。</p> <p>2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。</p> <p>3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。</p> <p>別紙様式 5 の別紙(略)</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 6</p> <p>別紙様式 6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p><u>元号</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p><u>元号</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績について、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、関係書類を添えて報告する。</p> <p>(添付書類) 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙A)</p>	<p>別紙様式 6</p> <p>別紙様式 6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p><u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p><u>平成</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績について、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、関係書類を添えて報告する。</p> <p>(添付書類) 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙A)</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																																																																												
<p>様式6の別紙A</p> <p style="text-align: right;">〇〇県</p> <p style="text-align: center;">別紙A 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分精算書集計表 (平成) 年度</p> <p style="text-align: center;">(収入要項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種目</th> <th rowspan="2">障害者の支援給付費の交付金その他の収入額 (A)</th> <th rowspan="2">差引額 (A-B)</th> <th rowspan="2">基額 (B)</th> <th rowspan="2">国庫負担基本額 (C・D)のうち少ない方の額 (D)</th> <th rowspan="2">国庫負担所定額 (E)</th> <th rowspan="2">交付決定額 (G)</th> <th rowspan="2">国庫負担受入額 (H)</th> <th colspan="2">差引額不足額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>超過 (H-I)</th> <th>不足 (I-H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補装具費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高額障害福祉サービス等給付費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>やむを得ない事由による措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この表は、別添様式7の基額算出額をとりまとして、市町村別交付決定額とする。</p>	区分	種目	障害者の支援給付費の交付金その他の収入額 (A)	差引額 (A-B)	基額 (B)	国庫負担基本額 (C・D)のうち少ない方の額 (D)	国庫負担所定額 (E)	交付決定額 (G)	国庫負担受入額 (H)	差引額不足額		備考	超過 (H-I)	不足 (I-H)		障害福祉サービス費等												相談支援給付費等												補装具費												高額障害福祉サービス等給付費												やむを得ない事由による措置												合 計											<p>様式6の別紙A</p> <p style="text-align: right;">〇〇県</p> <p style="text-align: center;">別紙A 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分精算書集計表 (平成) 年度</p> <p style="text-align: center;">(収入要項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種目</th> <th rowspan="2">障害者の支援給付費の交付金その他の収入額 (A)</th> <th rowspan="2">差引額 (A-B)</th> <th rowspan="2">基額 (B)</th> <th rowspan="2">国庫負担基本額 (C・D)のうち少ない方の額 (D)</th> <th rowspan="2">国庫負担所定額 (E)</th> <th rowspan="2">交付決定額 (G)</th> <th rowspan="2">国庫負担受入額 (H)</th> <th colspan="2">差引額不足額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>超過 (H-I)</th> <th>不足 (I-H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補装具費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高額障害福祉サービス等給付費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>やむを得ない事由による措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この表は、別添様式7の基額算出額をとりまとして、市町村別交付決定額とする。</p>	区分	種目	障害者の支援給付費の交付金その他の収入額 (A)	差引額 (A-B)	基額 (B)	国庫負担基本額 (C・D)のうち少ない方の額 (D)	国庫負担所定額 (E)	交付決定額 (G)	国庫負担受入額 (H)	差引額不足額		備考	超過 (H-I)	不足 (I-H)		障害福祉サービス費等												相談支援給付費等												補装具費												高額障害福祉サービス等給付費												やむを得ない事由による措置												合 計										
区分										種目	障害者の支援給付費の交付金その他の収入額 (A)		差引額 (A-B)	基額 (B)	国庫負担基本額 (C・D)のうち少ない方の額 (D)	国庫負担所定額 (E)	交付決定額 (G)	国庫負担受入額 (H)	差引額不足額		備考																																																																																																																																																								
	超過 (H-I)	不足 (I-H)																																																																																																																																																																											
	障害福祉サービス費等																																																																																																																																																																												
	相談支援給付費等																																																																																																																																																																												
	補装具費																																																																																																																																																																												
	高額障害福祉サービス等給付費																																																																																																																																																																												
	やむを得ない事由による措置																																																																																																																																																																												
	合 計																																																																																																																																																																												
区分	種目	障害者の支援給付費の交付金その他の収入額 (A)	差引額 (A-B)	基額 (B)	国庫負担基本額 (C・D)のうち少ない方の額 (D)	国庫負担所定額 (E)	交付決定額 (G)	国庫負担受入額 (H)	差引額不足額		備考																																																																																																																																																																		
									超過 (H-I)	不足 (I-H)																																																																																																																																																																			
	障害福祉サービス費等																																																																																																																																																																												
	相談支援給付費等																																																																																																																																																																												
	補装具費																																																																																																																																																																												
	高額障害福祉サービス等給付費																																																																																																																																																																												
	やむを得ない事由による措置																																																																																																																																																																												
	合 計																																																																																																																																																																												

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 7</p> <p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p><u>（元号）</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p><u>（元号）</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。</p> <p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援給付費国庫負担金精算書（<u>（元号）</u> 年度）（別紙） 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本 	<p>別紙様式 7</p> <p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p><u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p><u>平成</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。</p> <p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援給付費国庫負担金精算書（<u>平成</u> 年度）（別紙） 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																																																																																																						
<p>様式7の別紙</p> <p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">障害者自立支援給付費国庫負担金精算集計表（正付）年度</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 年（正付）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第1 収支精算集計表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">経費の支出額</th> <th colspan="2">経費の収入額</th> <th colspan="2">経費の差額</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">障害者自立支援給付費</td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉用具費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護支援サービス等給付費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「障害福祉サービス費等」のA～E欄については、第1項（1）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 2 「相談支援給付費等」のA～E欄については、第1項（2）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 3 「福祉用具費」のA～E欄については、第1項（3）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 4 「介護支援サービス等給付費」のA～E欄については、第1項（4）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 5 「交付決定額」の欄は、第1項（5）により交付決定した額を記載すること。 6 「交付決定額」の欄は、第1項（6）により交付決定した額を記載すること。 7 「交付決定額」の欄は、第1項（7）により交付決定した額を記載すること。 8 「交付決定額」の欄は、第1項（8）により交付決定した額を記載すること。 9 「交付決定額」の欄は、第1項（9）により交付決定した額を記載すること。 10 「交付決定額」の欄は、第1項（10）により交付決定した額を記載すること。 11 「交付決定額」の欄は、第1項（11）により交付決定した額を記載すること。 12 「交付決定額」の欄は、第1項（12）により交付決定した額を記載すること。 13 「交付決定額」の欄は、第1項（13）により交付決定した額を記載すること。 14 「交付決定額」の欄は、第1項（14）により交付決定した額を記載すること。 15 「交付決定額」の欄は、第1項（15）により交付決定した額を記載すること。</p>	区分	種目	経費の支出額		経費の収入額		経費の差額		交付決定額		交付決定額		交付決定額		備考	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	障害者自立支援給付費	障害福祉サービス費等	△	△	△	△										相談支援給付費等														福祉用具費														介護支援サービス等給付費														合 計															<p>様式7の別紙</p> <p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">障害者自立支援給付費国庫負担金精算集計表（正付）年度</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 年（正付）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第1 収支精算集計表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">経費の支出額</th> <th colspan="2">経費の収入額</th> <th colspan="2">経費の差額</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th colspan="2">交付決定額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> <th>国庫負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">障害者自立支援給付費</td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉用具費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護支援サービス等給付費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「障害福祉サービス費等」のA～E欄については、第1項（1）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 2 「相談支援給付費等」のA～E欄については、第1項（2）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 3 「福祉用具費」のA～E欄については、第1項（3）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 4 「介護支援サービス等給付費」のA～E欄については、第1項（4）により交付決定し、その交付額の額を記載すること。 5 「交付決定額」の欄は、第1項（5）により交付決定した額を記載すること。 6 「交付決定額」の欄は、第1項（6）により交付決定した額を記載すること。 7 「交付決定額」の欄は、第1項（7）により交付決定した額を記載すること。 8 「交付決定額」の欄は、第1項（8）により交付決定した額を記載すること。 9 「交付決定額」の欄は、第1項（9）により交付決定した額を記載すること。 10 「交付決定額」の欄は、第1項（10）により交付決定した額を記載すること。 11 「交付決定額」の欄は、第1項（11）により交付決定した額を記載すること。 12 「交付決定額」の欄は、第1項（12）により交付決定した額を記載すること。 13 「交付決定額」の欄は、第1項（13）により交付決定した額を記載すること。 14 「交付決定額」の欄は、第1項（14）により交付決定した額を記載すること。 15 「交付決定額」の欄は、第1項（15）により交付決定した額を記載すること。</p>	区分	種目	経費の支出額		経費の収入額		経費の差額		交付決定額		交付決定額		交付決定額		備考	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	障害者自立支援給付費	障害福祉サービス費等	△	△	△	△										相談支援給付費等														福祉用具費														介護支援サービス等給付費														合 計														
区分			種目	経費の支出額		経費の収入額		経費の差額		交付決定額		交付決定額		交付決定額		備考																																																																																																																																																																																							
	国庫負担金	国庫負担金		国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金																																																																																																																																																																																										
障害者自立支援給付費	障害福祉サービス費等	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																		
	相談支援給付費等																																																																																																																																																																																																						
	福祉用具費																																																																																																																																																																																																						
	介護支援サービス等給付費																																																																																																																																																																																																						
合 計																																																																																																																																																																																																							
区分	種目	経費の支出額		経費の収入額		経費の差額		交付決定額		交付決定額		交付決定額		備考																																																																																																																																																																																									
		国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金	国庫負担金																																																																																																																																																																																										
障害者自立支援給付費	障害福祉サービス費等	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																		
	相談支援給付費等																																																																																																																																																																																																						
	福祉用具費																																																																																																																																																																																																						
	介護支援サービス等給付費																																																																																																																																																																																																						
合 計																																																																																																																																																																																																							
<p>様式7の別添1（1）（略）</p>	<p>様式7の別添1（1）（略）</p>																																																																																																																																																																																																						

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別添1(1)の内訳</p> <p>別添1(1)の内訳</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の基準額内訳</p> <p>別添1(1)の内訳</p> <p>別添1(2) (略)</p>	<p>別添1(1)の内訳</p> <p>別添1(1)の内訳</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の基準額内訳</p> <p>別添1(1)の内訳</p> <p>別添1(2) (略)</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																				
<p>(別添) 参考資料</p> <p>(別添) 参考資料</p> <p style="text-align: center;">令和元年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="221 400 826 954"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千	<p>(別添) 参考資料</p> <p>(別添) 参考資料</p> <p style="text-align: center;">平成30年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="1249 381 1783 871"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後				現行			
第2 対象経費の支出済額内訳				第2 対象経費の支出済額内訳			
第2 対象経費の支出済額内訳				第2 対象経費の支出済額内訳			
障害者自立支援給付費負担金支出済額内訳				障害者自立支援給付費負担金支出済額内訳			
	事業種別	対象者延人員(人)	対象経費の支出済額(円)		事業種別	対象者延人員(人)	対象経費の支出済額(円)
障害福祉サービス費等	介護給付費等	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等		介護給付費等	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等		
		上記以外の介護給付費等				上記以外の介護給付費等	
	特定障害者特別給付費		特定障害者特別給付費				
	特例特定障害者特別給付費		特例特定障害者特別給付費				
	小計		小計				
相談支援給付費等	地域相談支援給付費		地域相談支援給付費				
	特例地域相談支援給付費		特例地域相談支援給付費				
	計画相談支援給付費		計画相談支援給付費				
	小計		小計				
補装具費			補装具費				
高額障害福祉サービス等給付費		()	()	高額障害福祉サービス等給付費			
やむを得ない事由による措置			やむを得ない事由による措置				
合計			合計				
<small>(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施期月)合計数を記入すること。 また、「高額障害福祉サービス等給付費」について、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人数を対象者延人員(人)に含め、括弧書きでその人数を明らかにすること。 なお、当該併給調整に伴う変更相当額については、対象経費の支出済額(円)に含め、括弧書きでその金額を明らかにすること。</small>				<small>(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施期月)合計数を記入すること。</small>			
別添2(略)				別添2(略)			

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 8</p> <p>別紙様式 8</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p><u>(元号)</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市（町村）</p> <p><u>(元号)</u> 年 月 日第 号で交付決定通知した<u>(元号)</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については、<u>(元号)</u> 年 月 日第 号事業実績報告に基づき<u>(元号)</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。</p> <p>なお、精算不足分として金 円を追加交付することとされたので通知する。</p> <p>また、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、<u>(元号)</u> 年 月 日までに返還することを命じられたので通知する。</p> <p><u>(元号)</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p>	<p>別紙様式 8</p> <p>別紙様式 8</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p><u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市（町村）</p> <p><u>平成</u> 年 月 日第 号で交付決定通知した<u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については、<u>平成</u> 年 月 日第 号事業実績報告に基づき<u>平成</u> 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。</p> <p>なお、精算不足分として金 円を追加交付することとされたので通知する。</p> <p>また、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、<u>平成</u> 年 月 日までに返還することを命じられたので通知する。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																															
<p>様式8の別紙</p> <p>別紙</p> <p><u>(元号)</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確定額</th> <th>受入額</th> <th>超過交付額</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者自立支援給付費負担金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	確定額	受入額	超過交付額	不足額	障害者自立支援給付費負担金	円	円	円	円	<p>様式8の別紙</p> <p>別紙</p> <p><u>平成</u> 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 目</th> <th>確定額</th> <th>受入額</th> <th>超過交付額</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害者自立支援給付費負担金</td> <td>障害福祉サービス費等</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 装 具 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高額障害福祉サービス等給付費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>やむを得ない事由による措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種 目	確定額	受入額	超過交付額	不足額	障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等	円	円	円	円	相談支援給付費等					補 装 具 費					高額障害福祉サービス等給付費					やむを得ない事由による措置					合 計				
区分	確定額	受入額	超過交付額	不足額																																												
障害者自立支援給付費負担金	円	円	円	円																																												
区分	種 目	確定額	受入額	超過交付額	不足額																																											
障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等	円	円	円	円																																											
	相談支援給付費等																																															
	補 装 具 費																																															
	高額障害福祉サービス等給付費																																															
	やむを得ない事由による措置																																															
	合 計																																															